

保育所保育料の改正について (税制改正(扶養控除廃止に伴うもの))

平成22年度税制改正により、平成23年分所得税から、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)及び16～18歳までの特定扶養控除に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止されました。

保育所保育料は前年の所得税額に応じて決まりますが、平成24年度以降の保育所保育料の決定に際し、可能な限り、扶養控除廃止による影響を生じさせないよう、厚生労働省より通知がありました。

そこで、保育所保育料を定める規則について改正し、保育料については、これら扶養控除の適用があるものとして所得税額を推計し、その推計額から決定することとするものです。

なお、本件につきましては、国から正式通知が届き次第、規則改正を行う予定です。

扶養控除廃止による影響

	現行控除額	改正後控除額	差額
年少扶養控除 (対象:15歳未満)	380,000円	0円	-380,000円
特定扶養控除 (対象:16～18歳)	630,000円	380,000円	-250,000円